

統計の用語について

クレジット関連統計

(用語の定義)

1. 割賦販売法に基づく指定信用情報機関

株式会社シー・アイ・シーを指す。

※株式会社シー・アイ・シー（以下「CIC」という。）は、クレジット会社の共同出資により、昭和 59 年に設立された、主に割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業を会員とする信用情報機関。CIC は、平成 22 年 7 月 20 日に、割賦販売法に基づく指定信用情報機関として、経済産業大臣より指定を受けている。

2. クレジットカードショッピング

顧客から申込を受け（提携先を経由する場合を含む）、審査を行い発行するカード等（その他の物又は、番号、記号その他の符号を含む。）で、カード会員がそれらを提示することにより商品の購入・役務の提供等が受けられ、当該カード会員から当該商品等の代金に相当する額を後日受領する取引をいう。

3. ショッピングクレジット

クレジットカード等を利用することなく、取引毎に個別のクレジット契約を締結する取引をいう。

4. 信用供与額

消費者が 1 年間にクレジットカードショッピング又はショッピングクレジットを利用した額をいう。

5. 信用供与残高

当該年の 12 月末時点において返済されていないクレジットカードショッピング又はショッピングクレジットの利用残高をいう。

6. クレジットカード契約数

クレジットカードの会員契約を行っている契約数をいう。

7. 1 年間の申込・契約・解約

1 年間におけるクレジットカード会員「申込」「契約」「解約」の状況をいう。

- ・申込：審査結果の如何を問わず入会申込を受けた件数
- ・契約：上記申込件数のうち、会員契約を締結した件数
- ・解約：クレジットカードの会員契約を解約した件数

8. 都道府県別契約数

上記 6. の契約数における会員の届出住所別の内訳をいう。

9. 性別・年代別契約数

上記 6. の契約数における性別・年代別の内訳をいう。

10. 入会経過年数別契約数

上記 6. の契約数における入会経過年数別の内訳をいう。

(一社) 日本クレジット協会の調査結果に基づく統計資料

(1) クレジットカード発行枚数調査

(用語の定義)

自社カード	自社カードとは、貴社（提携先、フランチャイジー、ブラザーカンパニーなどのグループ会社の他、ブランドを付与先の企業等を一切含まない調査対象企業であるクレジットカード発行会社個社を指す）が顧客から申込を受け（提携先を経由する場合を含む）、審査を行い発行するクレジットカード（その他の物又は番号、記号その他の符号を含む。）で、カード会員がそれを提示することにより商品の購入・役務の提供等が受けられるカードをいい、当該カード会員から当該商品等の代金に相当する額を後日受領する（貴社が債権を保有している）ものをいう。 また、提携先企業があり、提携先企業の定める場所で利用された分については提携先が債権を保有し、貴社が定める場所で利用された分は貴社が債権を保有するカードも含めるものとする。 〔提携先企業がある場合の考え方〕 ①A社(貴社)が全ての債権を保有する場合は、自社カードに含む。 A社 B社(提携先企業) ⇒ 自社カードに含む ②B社(提携先企業)が全ての債権を保有する場合は、自社カードに含まない。 A社 B社(提携先企業) ⇒ 自社カードに含まない ③A社(貴社)とB社(提携先企業)の両方が債権を保有する場合は、自社カードに含む。 A社 B社(提携先企業) ⇒ 自社カードに含む ⇒ 提携先企業名を記入 A社(貴社)の加盟店や自社店舗で利用した場合は、A社(貴社)が債権を保有、B社(提携先企業)の加盟店や自社店舗で利用した場合は、B社(提携先企業)が債権を保有する場合。 提携先企業名の欄にB社(提携先企業名)を記入
自社カード発行枚数	貴社が日本法人として、日本国内で発行するクレジットカードのうち、退会等によって会員資格を失ったものや有効期限が切れた後更新を行っていないカード枚数を除いた有効発行枚数をいい、家族カード・法人カードを含むすべてのカード発行枚数をいう。なお、物理的なカード自体を発行せず、与信資格を証明する番号、記号、その他の符号等により与信資格の確認を行う形態の取引を含む。 (注) ETC専用カードは除く
家族カード	家族カードとは、自社カードのうち本会員が予め指定した家族に対して発行されるものであって、支払い義務等の一切の責任を本会員が負うことを条件に発行されるクレジットカードをいう。
家族カード発行枚数	自社カード発行枚数の内、家族カードの発行枚数
法人カード	法人カードとは、自社カードのうち法人組織とクレジットカード発行に関する契約の締結があり、以下に該当するもの ・当該法人の役員・従業員等に対して発行するクレジットカード ・法人（組織）に対して発行するクレジットカード
法人カード発行枚数	自社カード発行枚数の内、法人カードの発行枚数

(2) 月次調査：クレジットカード動態調査

(用語の定義)

1. クレジットカードショッピング

顧客から申込を受け(提携先を経由する場合を含む)、審査を行い発行するカード等(その他の物又は、番号、記号その他の符号を含む。)で、カード会員がそれらを提示することにより商品の購入・役務の提供等が受けられ、当該カード会員から当該商品等の代金に相当する額を後日受領する取引をいう。

2. クレジットカード動態調査における信用供与額

調査対象会社のカード会員が当該月にクレジットカードショッピング及びクレジットカードキャッシングを利用した額をいう。

3. クレジットカードショッピングによる2月を超える支払

以下3つの方式による支払をいう。

- ・割賦販売法第2条第2項第1号及び第2号に定めるローン提携販売によるもの。
- ・割賦販売法第2条第3項第1号に定める包括方式によるもの。
- ・割賦販売法第2条第3項第2号に定めるリボルビング方式によるもの。

4. クレジットカードショッピングによる2月以下の支払

クレジットカードショッピングのうち、上記3.にあてはまらない支払をいう。

5. キャッシング融資額

クレジットカードショッピング機能の付いているカードに付帯して、クレジットカードを貸与した会員に対し、当該クレジットカードを媒介としてCD、ATM、カウンター等で金銭の貸付を行ったものをいう。ただし、クレジットカード会員に対する証書貸付は除く。

6. 契約件数

クレジットカード利用伝票の枚数をいう。

7. マンスリークリア

カード会員から当該代金等に相当する額を、二月を超えない期間にわたって受領する方式のうち、翌月1回払いで利用したものをいう。

8. マンスリークリア以外

カード会員から当該代金等に相当する額を、二月を超えない期間にわたって受領する方式のうち、上記7.のマンスリークリアを除くものをいう。
具体的には、二月以下で2回払い以上の取引をいう。

3) 月次調査：ショッピングクレジット動態調査

(用語の定義)

1. ショッピングクレジット

クレジットカード等を利用することなく、取引毎に個別のクレジット契約を締結する取引をいう。

2. ショッピングクレジット動態調査における信用供与額

消費者が当該月に調査対象会社の取扱うショッピングクレジットを利用した額をいう。

3. ショッピングクレジットによる2月を超える支払

以下3つの方式による支払をいう。

- ・割賦販売法第2条第1項に定める個別方式によるもの。
- ・割賦販売法第2条第4項に定める個別信用購入あっせんによるもの。
- ・割賦販売法第2条第4項に定める個別信用購入あっせんに該当する提携ローン（信用保証）によるもの。

提携ローン（信用保証）とは、特定の業者が行う消費者への商品の販売またはサービスの提供を条件として、その対価に相当する金額を消費者が金融機関等から借り入れる際に、その債務の連帯保証をして当該金額を当該業者に交付し、当該金額を消費者から受領して金融機関に返還する方式をいう。ここでいう連帯保証は調査対象会社が債権債務とみなす保証をいう。

また、本調査における提携ローンには他社の信用販売に対する保証を行い、あわせて回収代行を行う方式の信用保証を含む。

4. ショッピングクレジットによる2月以下の支払

ショッピングクレジットのうち、上記3.にあてはまらない支払をいう。

5. 自動車利用分

ショッピングクレジット動態調査における信用供与額合計のうち、自動車販売に係る信用供与額をいう。

6. 契約件数

契約時の契約書等の枚数等を示すものとし、これに基づきカウントされた件数をいう。

7. ショッピングクレジット動態調査における信用供与残高

調査対象会社の当月締日時点において返済されていない残高の当月末日時点の合計額をいう。